

子ども政策課

議案第43号

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
の一部を改正する条例について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準」といいます。）の一部改正を踏まえ、港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

基準の改正により、次の3点が追加されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

- (1) 心身に有害な影響を与える行為の禁止
- (2) 自動車運行時の所在確認
- (3) 保健師等のみなし配置に関する要件の規定

2 改正内容

- (1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを明確にします。
- (2) 通園や園外学習等のために自動車を運行する場合、乗降車の際に点呼等の方法により子どもの所在確認をすることを義務付けます。また、通園用の自動車にはブザー等の車内の子どもの見落とし防止装置を備えることも義務付けます。
- (3) 保健師等を一人に限り保育士とみなすことを可能とするための要件を規定します。

3 施行期日

公布の日

※2(2)の子どもの見落とし防止装置の設置については令和6年3月31日まで経過措置あり。

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(認定こども園の類型)</p> <p>第三条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。</p> <p>一 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>(一) 単独型 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条第一項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第九条第一項において同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>(二) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(認定こども園の類型)</p> <p>第三条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。</p> <p>一 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>(一) 単独型 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第九条第一項において同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>(二) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(中略)</p>

(教育及び保育の内容)

第九条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

2 (略)

(虐待等の禁止)

第十条 認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(不当な行為の禁止)

第十一条 認定こども園の長は、子どもに対して教育及び保育又は指導を行うに当たっては、身体的苦痛を与え、人格を辱める等不当な行為をしてはならない。

(保育従事職員の資質向上等)

第十二条 (略)

(子育て支援事業の内容)

第十三条 (略)

(教育及び保育の内容)

第九条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

2 (略)

(保育従事職員の資質向上等)

第十条 (略)

(子育て支援事業の内容)

第十一条 (略)

(認定こども園の長)

第十四条 (略)

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十五条 (略)

(情報開示)

第十六条 (略)

(平等取扱原則)

第十七条 (略)

(一般的基準)

第十八条 (略)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第十九条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2| 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しない自動車)の利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて

(認定こども園の長)

第十二条 (略)

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十三条 (略)

(情報開示)

第十四条 (略)

(平等取扱原則)

第十五条 (略)

(一般的基準)

第十六条 (略)

前項の規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

（運営状況の評価等）

第二十条（略）

（揭示）

第二十一条（略）

（委任）

第二十二条（略）

付則

1～3（略）

（認定こども園の職員の配置の基準に係る特例）

- 4 第五条第三項に定める保育従事職員（第六条第一項に規定する登録を受けた者に限る。次項において同じ。）については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって第五条第三項に定める保育従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前項の規定により第五条第三項に定める保育従事職員を保健師等

（運営状況の評価等）

第十七条（略）

（揭示）

第十八条（略）

（委任）

第十九条（略）

付則

1～3（略）

をもって代える場合においては、当該保健師等の総数は、同項の規定により置かなければならない保育従事職員の数の三分の一を超えてはならない。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第十九条第二項の規定の適用については、認定こども園（同条例第一条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において子どもの通園を目的とした自動車（同項に規定する自動車をいう。）を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項のブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした当該自動車を日常的に運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。